

安芸太田町公衆無線LANサービス利用規約

(趣旨)

第1条 安芸太田町(以下、「町」という。)は、来庁者に対する利便性の向上や災害時の活用等を目的として提供する公衆無線LANサービスの利用規約(以下、「本規約」という。)を定めるものとする。

(利用者資格)

第2条 町は、本規約に同意した利用者(以下、「利用者」という。)に対して、公衆無線LANサービス(以下、「本サービス」という。)の利用を許可する。

(利用料等)

第3条 利用料は無料とする。ただし、本サービスを利用するために必要な通信機器等の費用は利用者が負担するものとする。

2 利用者が利用する通信機器等及びその付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

3 インターネット上の有料サービスは利用者が負担するものとする。

4 利用に際し、使用する機器のセキュリティ対策・ウイルス対策等は利用者が行うものとする。

(サービス内容)

第4条 利用者は、本サービスの利用可能エリアにおいて、利用者が用意したWi-Fi接続機能を有する通信機器等を、町が用意した公衆無線LANを使用してインターネットに接続することができる。

(利用場所及び利用時間)

第5条 本サービスを利用できる場所及び時間は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、利用者に事前に通知することなく、利用場所及び利用時間を変更できる。

利用場所	本庁・加計支所・筒賀支所の各ロビー付近、地域支援センター1階の共有フロア
利用時間	庁舎の開庁時間内

(個人情報の利用目的及び取扱い)

第6条 個人情報の利用目的及び取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 町は、本サービスの利用に伴い利用者から入手した個人情報を次の目的のみに利用する。

ア 本サービスの提供のため

イ 何らかの必要に応じて利用者に連絡をとるため

(2) 本サービスの利用者は、町が前号の目的のため、利用者が登録した個人

情報を共同して収集・管理・利用することに同意したものとみなす。

(知的財産権等)

第7条 本サービス及び本サービス上で表示される各種情報等に関する知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等を含むがこれらに限定されない。）は、町又はそれぞれの権利の権利者に帰属する。

(禁止事項)

第8条 利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下に掲げる行為をすることはできない。

- (1) 町又は第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等その他の一切の知的財産権を侵害する行為
- (2) 他の利用者に不快感を与える行為
- (3) 他人の信用若しくは名誉を毀損し、又は他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
- (4) 本サービスの提供又は他の利用者による本サービスの利用を妨害し、若しくはそれらに支障をきたす行為
- (5) 法令又は公序良俗に反する行為
- (6) その他、町が不適切と判断する行為

(免責)

第9条 町は、本サービスに不具合、通信障害等の瑕疵がないこと、及び本サービスが中断なく稼動することに対する保証はしないものとする。また、特定の目的に対する適応性、知的財産権その他の権利の侵害等に対しても保証はしないものとする。町は、本サービスにいかなる不備があっても、それを回復・訂正等する義務を負わないものとする。

2 町は、利用者が本サービスを使用すること、又は、使用できなかったことによって損害、コンピュータウイルス感染等による被害、トラブル等が生じた場合であっても、いかなる責任も負わないものとする。

3 町は、以下に掲げる場合（利用者の情報の消失、毀損を含みますがこれらに限定されない。）等において、利用者に生じる損害やトラブルに関して、その原因にかかわらず、いかなる責任も負わないものとする。

- (1) 町が本サービスを変更、又は本サービスの利用を中止した場合
- (2) 本サービスの利用により、利用者の端末、OS、ブラウザ、各種ソフトウェア、その他付属機器に不具合が生じ、又は利用者のデータが消失、毀損等した場合
- (3) 本サービスにおいて、利用者同士又は利用者第三者の間で法令又は公序良俗に反する行為、名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷等が生じた場合

4 町は、本サービスを利用して確認できる情報等について、明示又は黙示を問

わず、その正確性、完全性、最新性、及び品質等について保証しないものとする。また、町は、本サービスに表示される情報等及びその変更、更新等に関連して、利用者に生じた一切の損害、トラブルに関していかなる責任も負わないものとする。

- 5 本サービスにおいて、利用者が投稿したコメント等の情報が本規約に定める事項の一つにでも違反した場合、町は、前条の定めにしたがって本サービスの利用を中止させる場合があるが、それによって生じた一切の損害に関していかなる責任も負うものではない。
- 6 町は、本サービスの仕様に関する質問は一切受け付けない。
- 7 利用者が本サービスを利用して、インターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に限らず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 8 町は本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限する等ができるものとする。

(サービスの中止)

第10条 町が必要と認める場合、町は何ら周知を行うことなく、本サービスの機能の全部又は一部を中止又は終了することがある。なお、当該中止又は終了により利用者に損害が生じた場合であっても、町はいかなる責任も負わないものとする。

- 2 利用者が本規約に定める事項の一つにでも違反した場合、町は、通知等を行うことなく当該利用者との間において本規約を解約し、当該利用者に本サービスの使用を中止させることができる。

(本規約の変更)

第11条 町は、利用者の承諾なしに、本規約を変更することができるものとする。本規約の変更後に本サービスを利用した場合、利用者は当該変更について同意したものとみなす。

(損害賠償)

第12条 利用者が本規約に違反した結果、町が損害を被った場合、その損害は利用者が負担するものとする。

(法令等の遵守)

第13条 利用者は、本サービスの利用にあたって、本規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令等を遵守するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第14条 本規約に関する準拠法は日本法とします。また、本規約又は本サービスに関連して町と利用者間で紛争が生じた場合、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第15条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

本規約は、平成30年2月1日より施行するものとします。

附 則

本規約は、令和4年10月24日より施行するものとします。